令和元年度事業計画

自　令和元年７月　１日
至　令和２年６月３０日

基本方針

福岡県の県域は広く、大都市、村落農耕地、山間地等が分布し現在 60 市町村が存在し 511 万人の人口をかかえています。当協会においては、北九州市を中心とした北部地区、福岡市を中心とした中央地区及び久留米市を中心とした南部地区からなり、他県協会には見られない本部事務所と３地区の従たる事務所があり、業務については区域ごとにそれぞれの多様性を持っています。

そこで、県協会役員、３地区の役員及び社員並びに職員は、公益目的事業とは何かを共有し常に問題意識を持たなければなりません。

昨年、福岡県と災害協定を締結しましたが、今後は県内のどこで、いつ発生するかもしれない自然災害に備えるためにも３地区主導で、県内全ての市町村と迅速に災害協定を締結しなければなりません。

また、本年も官公署職員や一般の方を対象にした研修会、社員の意識向上のための研修会等を実施します。

我々は、国民から信頼を受け必要とされる団体としてその役割を果たすために、安定した財務状況を創り当協会に合った内部統制を構築し、公益法人として社会に貢献してまいります。

以上の基本方針を踏まえた今年度の事業計画の詳細は以下の通りです。

令和元年度重点施策

１　協会全体における情報共有の確立
２　協会組織の改編の研究
３　研修会等を通じての社員の意識向上及び官公署への協会業務の普及啓発
４　成果品及び成果品検査の向上
５　市町村との災害協定締結の推進
６　財務の安定を目指した方策の研究及び実施
７　新たな特定費用準備資金についての研究及び実施
８　業務管理システムの状況報告記載内容の充実を周知徹底する
９　福岡県土地家屋調査士会および政治連盟との連携強化

各部会における具体的活動

１　総務部

（１）関係団体主催研修会への参加
（２）業務管理システムの保守・管理・研究
（３）ホームページの保守・管理及び利活用
（４）インターネットを用いた情報管理及び利活用の研究
（５）受託業務実績の社員への配布
（６）協会事務局・地区事務局の運営管理
（７）諸規則の検討、見直し
（８）組織改編の研究
（９）新人研修会の企画・運営を行う
（１０）その他
　ア　コンプライアンス委員会
　　・コンプライアンス体制の維持向上を図る。
　　・コンプライアンス違反事案への対応協議を行う。
　イ　リスク管理委員会
　　・リスク管理体制の構築を図る。
　　・緊急事態への対応を検討する。

２　業務部

（１） 公共嘱託登記に係る受託業務
　ア　官公署等からの依頼を受けて、不動産登記に係る土地又は家屋に関する調査、測量等を行うとともに、嘱託登記を代理する。
（２） 地図作成の促進等に係る受託事業
　ア　地籍調査事業等に係る調査・測量等に携わる。
　イ　不動産登記法第１４条地図作成事業等に携わる。
（３） 境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業
　ア　不動産の表示に関する登記の適正かつ迅速な処理に寄与する為、官公署及び一般市民に対する協会業務の啓発活動を行う。
　イ　官公署の求めに応じ、新規・継続事業の研究を行う。
　ウ　登記基準点の配布事業を行う。
（４） 地図混乱地区・未登記道路等の情報提供事業
　ア　地図混乱地区・未登記道路等の情報を官公署等へ提供する。
（５） 災害支援事業による地域支援
　ア　市町村との災害協定の締結推進を図る。
　イ　防災、災害支援に関する自主研修会開催の検討を行う。
　　（平常時の防災から災害時の支援について資格者として自ら研鑽し、社会貢献を考える。）

（６）業務処理

ア　報酬額運用基準の研究を行う。

イ　成果品及び納品報告要領の研究を行う。

ウ　業務処理における事故対応の検討を行う。

エ　業務の関連諸規程を検討する。

オ　業務について社員への指導・研修を行う。

（７）成果品管理

ア　成果品管理の研究を行う。

（８）地区の業務推進委員・成果品管理委員の指導

（９）研修

ア　研修制度の研究及び研修事業の企画運営並びに協会の普及啓発を行う。

イ　公益目的事業の企画・運営・研究を行う。

ウ　研修会の企画・運営を行う。

（１０）必要に応じた委員会の設置

３　経理部

（１）公益法人会計基準に基づく適正・迅速な事務処理

（２）予算の効率的な執行及び次年度予算の検討

（３）会計事務に関する規則・規程の検討

４　業務管理委員会

（１）業務管理に関する諸規定の検討

ア　運営の適正な合理化を検討し、改正案を提案する。

（２）地区業務管理委員会への助言及び指導

ア　各地区との合同会議を開催する。

イ　従たる事務所管理規程第２条各号の運用を徹底する。

ウ　工程管理者の選任方法及び工程管理報告の徹底を行う。

（３）業務管理システムにかかる運営方法の検討

ア　状況報告記載内容の充実を周知徹底する。

イ　年度内業務について管理を徹底する。

（４）社員の資質向上のための対応

ア　公益法人社員として責務の重要性を協会内に浸透させるための方策を関連部署と協力し、提案する。

５　公益管理委員会

（１）諸規則の検討